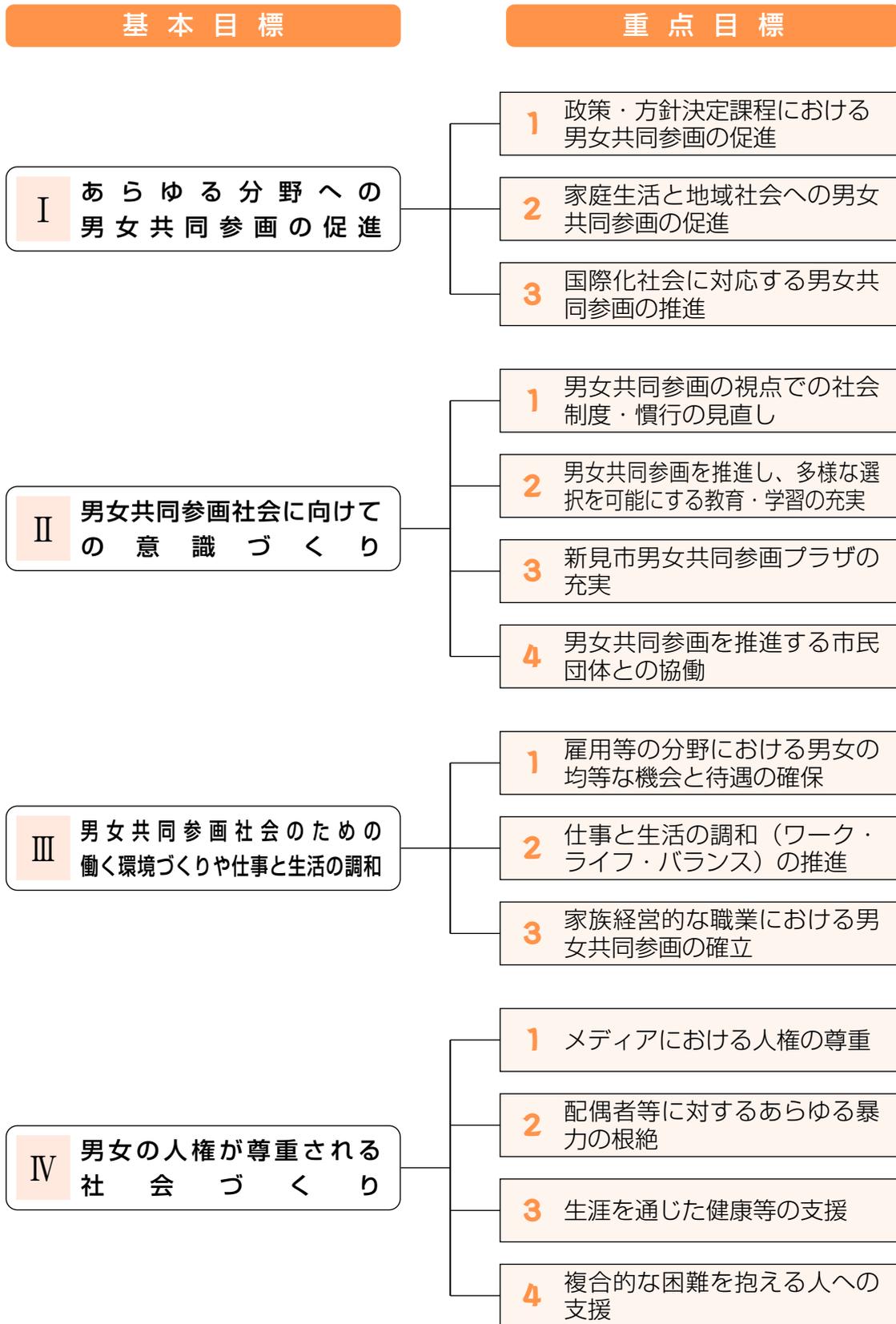


第3章

施策の基本目標

1 計画の体系図



具体的施策

- (1) 行政における女性の参画促進
- (2) 企業、地域団体等における女性の参画促進

- (1) 家庭生活における男女共同参画の促進
- (2) 地域社会における男女共同参画の促進
- (3) 防災における男女共同参画の促進

- (1) 国際交流・国際協力活動の推進
- (2) 異なる文化を認め、多文化共生をめざす意識づくり

- (1) さまざまな機会と方法による啓発活動の充実
- (2) 市職員・教職員に対する研修の充実

- (1) 学校等における男女平等教育の推進
- (2) 社会における男女平等を推進するための学習の充実

- (1) 男女共同参画を推進する拠点施設としての環境の充実

- (1) 男女共同参画のための市民活動への支援
- (2) 市と市民・事業者等との連携

- (1) 労働に関する法律・制度の周知
- (2) 女性の能力発揮への支援
- (3) 女性の妊娠・出産に関する健康管理対策の促進
- (4) 多様な働き方への支援

- (1) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
- (2) 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備
- (3) 介護支援体制の充実・整備

- (1) 農林漁業及び自営の商工業者における男女共同参画の推進

- (1) メディア・リテラシーへの取組
- (2) 行政刊行物等の表現における男女平等の推進
- (3) 高度情報社会における新たな課題への対応

- (1) 女性に対する暴力の発生を防ぐための基盤づくり
- (2) あらゆる暴力への対策

- (1) 性と生殖の健康・権利に関する意識の浸透
- (2) 生涯にわたる健康増進対策の包括的支援の促進
- (3) 妊娠・出産等に関する健康支援

- (1) 高齢者、障がい者等の健康と社会参加の促進
- (2) ひとり親家庭等の自立支援
- (3) 性的指向と性別違和に関する理解の促進
- (4) 外国人が安心して暮らせるための支援

2 計画の内容・具体的施策

基本目標Ⅰ あらゆる分野への男女共同参画の促進

男女共同参画社会の実現には、男女が対等なパートナーとして、自らの意思により社会のあらゆる分野に参画し、共に責任を担うことが求められています。しかしながら現実には、女性は政治・経済等の分野で、男性は家庭生活の分野でそれぞれ参画が十分ではない状況にあります。

また、活動の分野や関わり方にかかわらず、リーダーや役員等の地位の多くが男性によって占められるなど、女性の能力発揮への適正な評価がなされていない状況も見受けられます。

このような状況を見直し、生き生きと暮らしやすい社会を創るためには、男女が共にあらゆる分野に参画し、主体的に活動する必要があります。

このため、行政はもとより、関係機関・団体・企業等へも働きかけて、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に努めると共に、地域活動や国際交流などあらゆる分野に男女が共に参画しやすい環境づくりを促進します。

重点目標1 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進（新見市女性活躍推進計画）

国会、地方議会、審議会等の委員などの女性割合は、年々向上していますが、半数には及びません。また、行政機関、民間企業とも管理職に占める女性割合についても、依然として低い状況です。

多様化する社会ニーズに応えるためには、あらゆる立場や経験を持つ男女が政策・方針決定の場に参画することが必要とされています。しかし、公的、私的を問わず意思決定過程への女性の参画は著しく少ないのが現状です。平成27年度の本市の審議会等における女性委員の割合は27.1%であり、女性委員を含まない委員会もあるため今後も登用促進への努力が必要です。

政策や方針に基づき実施される施策や事業の対象者の半分は女性であることから、あらゆる意思決定過程に男女が平等に参画できる機会を確保するため、ポジティブ・アクション(☆)を実施するなど、地域社会や職場などあらゆる分野における男女共同参画の実現に努めます。

☆ ポジティブ・アクション

固定的な性別による男女の役割分担意識や過去の経緯から男女労働者の間に差が生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組のことで、一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。

具体的施策

(1) 行政における女性の参画促進

施策の内容	主な担当課
女性委員がない審議会等の解消、女性の積極的な登用の促進	関係各課
農業委員における女性の積極的な登用の促進	農業委員会
女性職員・教職員の任用、管理監督者への登用及び職域拡大の促進	総務課 学校教育課
女性職員等の能力開発のための研修機会の充実	総務課
女性の人材に関する幅広い情報収集、活用の促進	企画政策課

数値目標

項目	策定時	平成32年度
市職員の女性管理職比率※	28.8%	30%
審議会等委員の女性比率	27.1%	30%

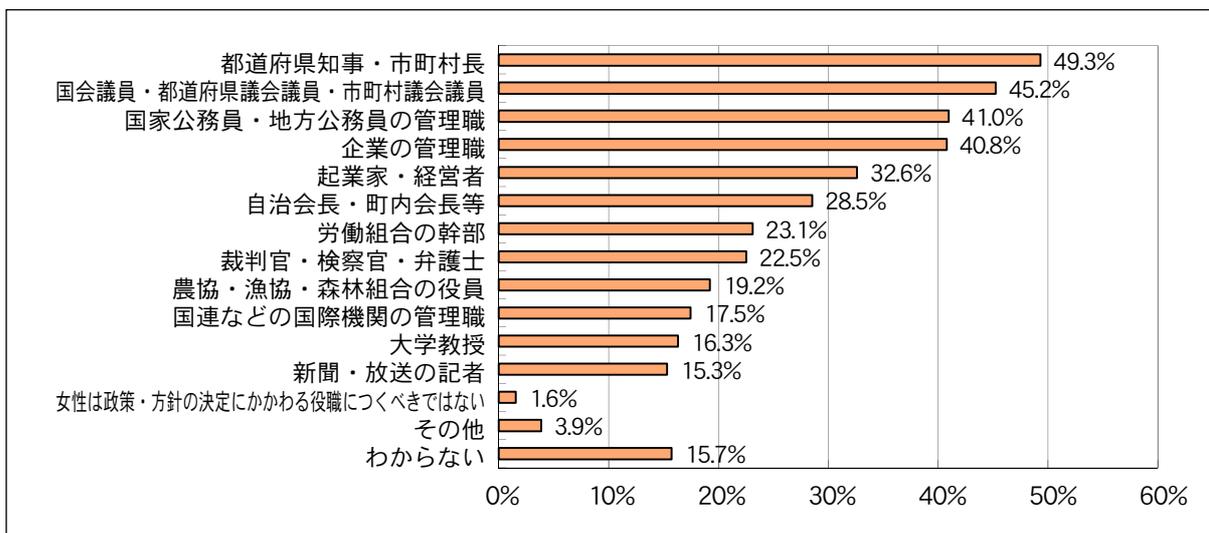
※消防職を除く

具体的施策

(2) 企業、地域団体等における女性の参画促進

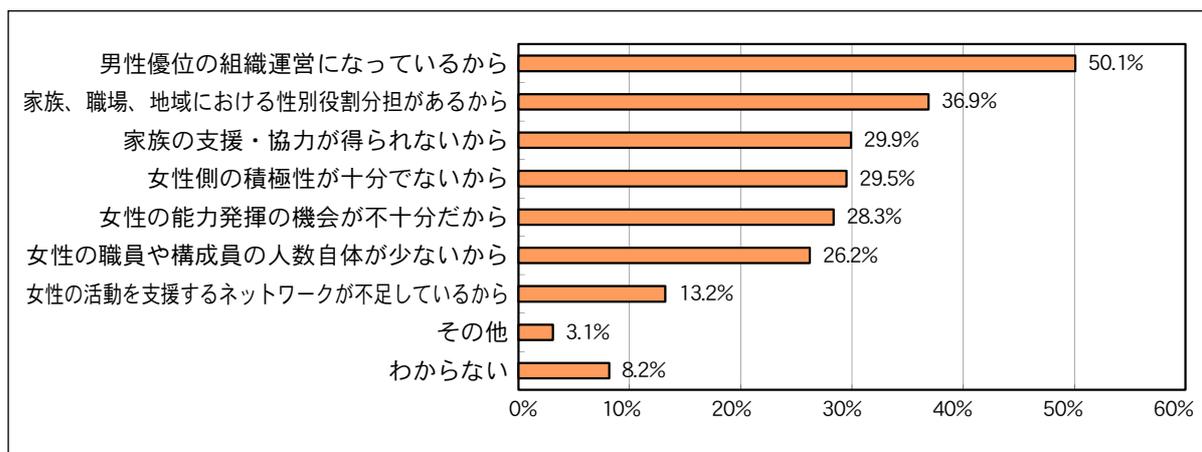
施策の内容	主な担当課
あらゆる分野での方針決定の場に男女共同参画の考えが浸透するよう企業、地域団体等への啓発活動の促進	企画政策課 商工観光課 関係各課
企業、地域団体等に対してポジティブ・アクションの取組や導入方法などの情報提供の推進	企画政策課 商工観光課 関係各課

◀図表 今後女性がもっと増えるほうが良いと思う政策・方針の決定にかかる役職について▶



資料【新見市男女共同参画に関する市民意識調査 (H27)】

《図表 政策・方針の決定にかかる役職に女性があまり進出していない理由について》



資料【新見市男女共同参画に関する市民意識調査（H27）】

重点目標2 家庭生活と地域社会への男女共同参画の促進

家庭や地域での男女共同参画を進めるためには、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、家庭や地域に対してお互いに責任を持ちながら、各種の地域活動に参加していくと共に、地域社会でのさまざまな方針決定の場への女性の参画によってパートナーシップを築いていくことが求められます。

女性が主に担っている育児や介護、地域ボランティア等の社会活動にも、男性と女性が共に参画できるような環境づくりを職場・家庭・地域において進めます。

また、災害時における男女のニーズの違いなどに配慮するなどのため、男女共同の視点を取り入れて防災対策に取り組みます。

具体的施策 (1) 家庭生活における男女共同参画の促進

施策の内容	主な担当課
育児・介護等の家庭生活に関する学習機会への男性の参加拡大の推進	こども課 福祉課 介護保険課 健康づくり課
男性による料理・洗濯など、日常生活に必要な知識と技術を習得する学習機会の提供	健康づくり課 生涯学習課

具体的施策 (2) 地域社会における男女共同参画の促進

施策の内容	主な担当課
ボランティア活動やNPO(☆)活動といった社会活動への市民の積極的な参加を促進するための情報提供や啓発の推進	企画政策課 生涯学習課
生涯学習センター・公民館事業等の実施による積極的な地域活動への参加推進	生涯学習課
環境保全活動への参画の推進及び啓発	生活環境課

☆ NPO

行政・企業とは別に男女共同参画をはじめとして、まちづくり、環境などさまざまな分野で社会的活動を行っている民間非営利組織のこと。

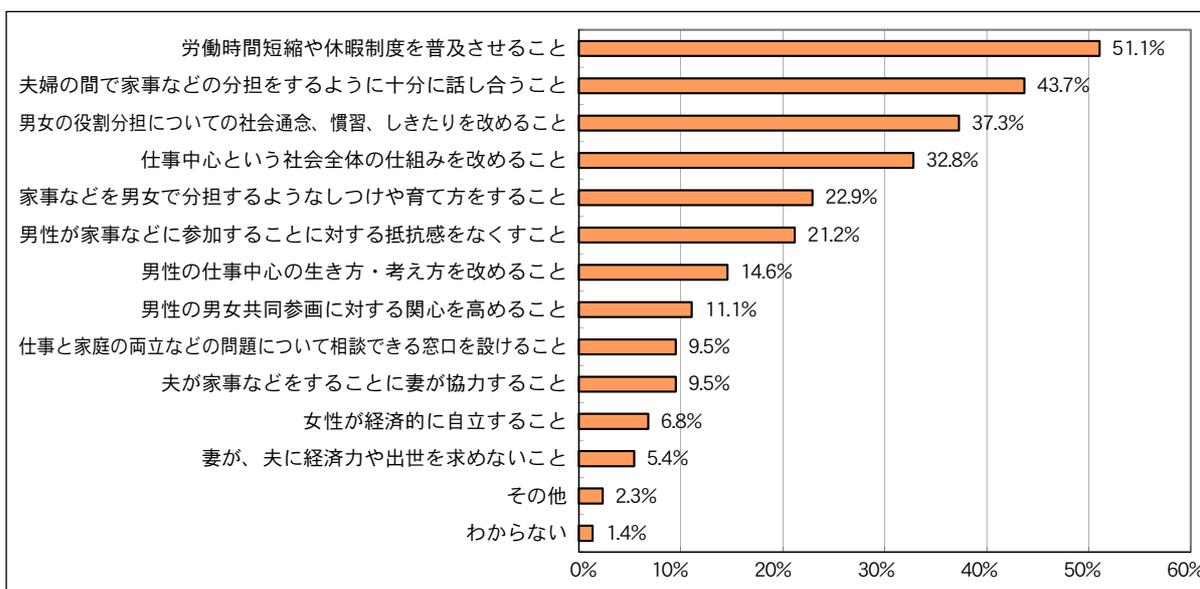
具体的施策 (3) 防災における男女共同参画の促進

施策の内容	主な担当課
自主防災組織、地域での防災活動への女性参画の推進	総務課
女性の視点も取り入れた防災活動についての啓発	総務課
機能別消防団員、女性消防団員の充実	消防本部

数値目標

項目	策定時	平成32年度
女性防災士の人数	2人	10人
女性消防団員の人数	84人	104人

《図表 今後、男女がともに家事、子育てや教育、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要だと思うこと》



資料【新見市男女共同参画に関する市民意識調査 (H27)】

重点目標3 国際化社会に対応する男女共同参画の推進

情報通信技術（ICT）や輸送手段の発達により、世界中の国や地域との情報交換、人や物の移動にかかる時間が飛躍的に短縮されました。このことは人々の意識に大きな影響を与え、市民の暮らしも直接世界の動向と結びつく時代となりました。男女共同参画社会を実現するためには、国際社会の取組の成果や経験を十分活用し、他の国々の女性問題や男女共同参画について理解するための世界的視野を広げなければなりません。

特に「世界女性会議」の目標として掲げられる「平等・開発・平和」や環境問題に対しては、だれもが地球上で生活するひとりの人間としての役割と貢献について考える必要があります。

このことから、姉妹都市をはじめ諸外国との国際交流推進に努めます。

具体的施策 (1) 国際交流・国際協力活動の推進

施策の内容	主な担当課
女性の人権に関する国際的な条約・制度等の情報や資料の収集・提供	企画政策課 総務課
国際交流事業への女性の参画促進	総務課
市の女性職員・教職員等の国際交流・国際協力活動の推進	総務課 学校教育課

具体的施策 (2) 異なる文化を認め、多文化共生をめざす意識づくり

施策の内容	主な担当課
異文化理解のための講座・交流機会の充実	総務課 生涯学習課
幼児、児童・生徒に対して、国際理解を深めるための機会づくり及び国際理解教育の推進	学校教育課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会に向けての意識づくり

男女共同参画の視点に立った法律や制度が整備される一方で、性別による固定的な役割分担意識は、家庭・地域・職場などさまざまな場面に根強く残っています。

このような状況から、男女共同参画社会を実現していくためには、市民一人ひとりが自らの課題として、身近なところからその実現に向けて意識啓発に取り組む必要があります。

そのため、男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直しについての普及・啓発活動を推進していくと共に、女性のエンパワーメント(☆)促進や人権尊重と男女平等を推進する教育・学習環境の充実を図っていきます。

また、男女共同参画をめぐる問題解決に向けて「新見市男女共同参画プラザ」の機能充実や男女共同参画を推進している団体や地域活動を行っている団体等とのネットワーク化を推進するなど総合的な推進体制の強化に努めていきます。

☆ エンパワーメント(力をつけること)

各々が本来持っている力を引き出し問題解決の方法として自らの中に力を蓄え積極的に行動すること。特に、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと。

重点目標1 男女共同参画の視点での社会制度・慣行の見直し

法律や制度上では男女平等になっていたとしても、人々の意識の中に「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的な性別役割分担意識や男性優位の考えがあれば、女性や男性の行動を制約するものとなり、とりわけ女性が主体的に生きるための自由な選択や能力発揮の障害となります。

固定的な役割分担意識や性差に関する偏見については、時代と共に変わりつつあるものの、特に男性に強く残っており、そのことが家事や育児、家族の介護等の家庭的責任の多くを事実上女性が担っていることにつながっているとの指摘もあります。

社会におけるあらゆる事柄について、ジェンダー(☆)の視点で見直し、さまざまな機会を捉えて意識啓発を行う必要があります。

また、男女共同参画意識の醸成を図るための講座への参加者は女性と比べ男性の割合が少ない傾向にあります。これからは男性や若者世代、特に現在子育て中の男性向けの啓発を推進します。

☆ ジェンダー

社会的・文化的に形成された性差のことで、誕生と同時にみられる男性・女性の「生物学的ないし生理学的な差異に基づく性別(セックス)ではなく、成長過程で家族や社会から教えられ、後天的に身につけていく行動や態度のこと。

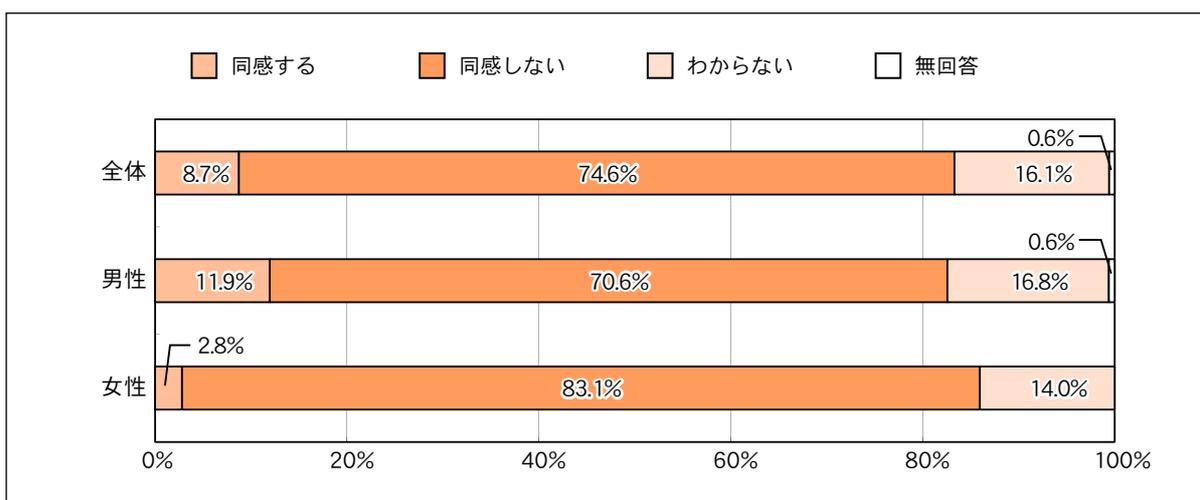
具体的施策 (1) さまざまな機会と方法による啓発活動の充実

施策の内容	主な担当課
講演会やフォーラム等による啓発・講座等による学習機会の提供と男性の参加促進	企画政策課
多様な媒体(広報紙・ホームページ・ケーブルテレビ等)による広報活動の充実	企画政策課
人権週間・男女共同参画週間等あらゆる機会を捉えた啓発活動の推進	企画政策課 関係各課
高校生や大学生など、若い世代を対象とした講演会や出前講座等による啓発活動の推進	企画政策課
男女共同参画に関する市民意識調査や事業所を対象とした女性労働者に関する調査の実施	企画政策課 商工観光課

具体的施策 (2) 市職員・教職員に対する研修の充実

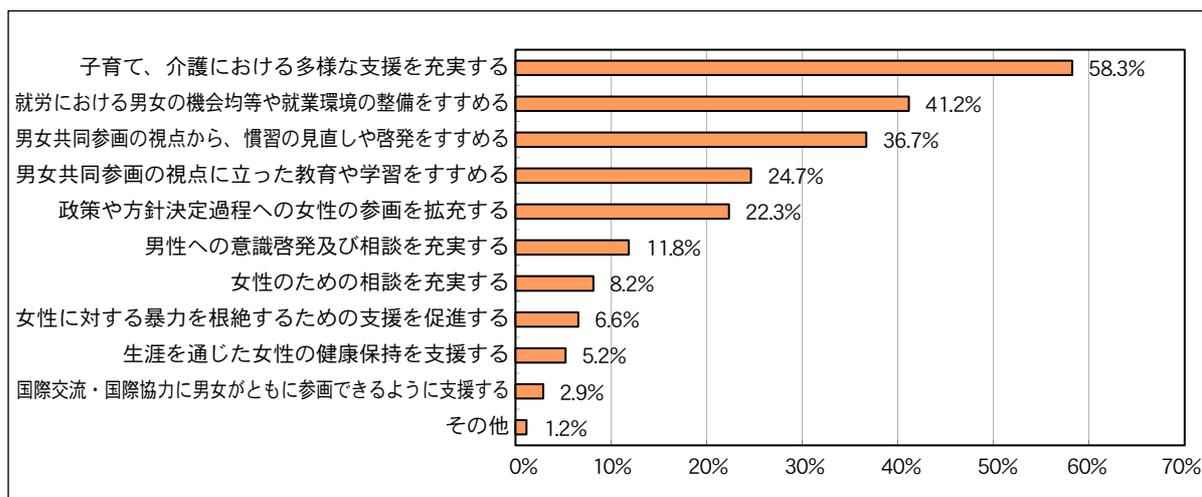
施策の内容	主な担当課
市職員・教職員を対象とした男女共同参画に関する研修や啓発	総務課 企画政策課 学校教育課
男女共同参画の視点から見た組織内の制度や慣習の見直し	関係各課

《図表 「男は仕事、女は家庭」という考え方について》



資料【新見市男女共同参画に関する市民意識調査 (H27)】

《図表 今後、市が力を入れていくべきだと思うこと》



資料【新見市男女共同参画に関する市民意識調査（H27）】

重点目標2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実

人間の人格形成が始まる幼児期から適切な人権意識や男女平等観を育てていく必要がありますが、そのために教育の果たす役割は非常に重要です。

学校教育及び社会教育においては、男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努めると共に、男女共一人ひとりに自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育が必要です。

男女が共にそれぞれの生き方・能力・態度を身につけるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育を含む生涯学習を推進します。

また学校、家庭、地域で行われる教育や学習において、男女共同参画を進めるものとなるよう、家庭や地域への啓発と共に、男女平等教育を推進します。

具体的施策 (1) 学校等における男女平等教育の推進

施策の内容	主な担当課
幼稚園、小・中学校での男女平等に関する指導の充実	学校教育課
教職員(保育士等を含む)を対象とした人権意識の高揚及び男女共同参画社会の理念の普及に関する学習機会の提供	学校教育課 こども課
大学等高等教育機関に男女共同参画社会の形成に関する専門知識習得のための公開講座等開催の要望	企画政策課 総務課
女性の参画が進んでいない分野についての理解と多様な進路選択のための情報提供	学校教育課
保護者向け家庭教育資料の作成、活用	学校教育課

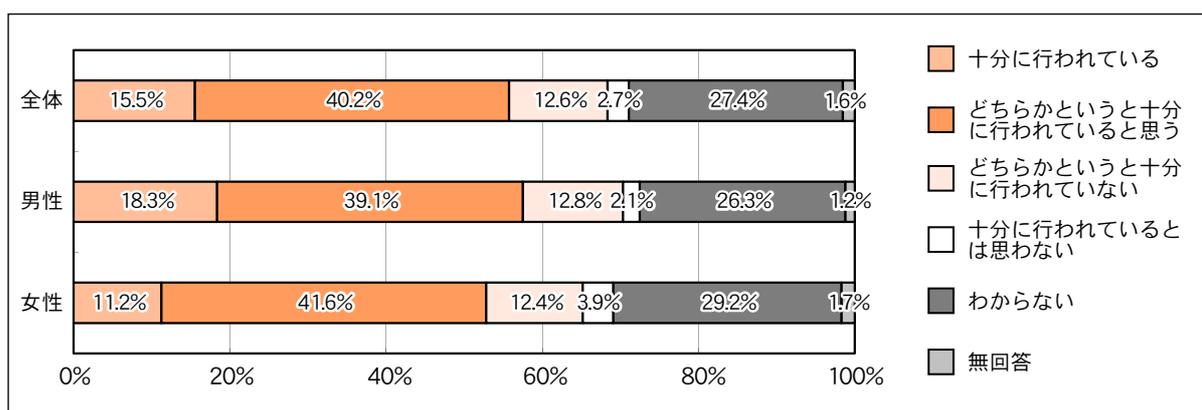
具体的施策

(2) 社会における男女平等を推進するための学習の充実

施策の内容	主な担当課
人権の尊厳を基盤とした男女共同参画社会の形成に向けた学習機会の提供	学校教育課 生涯学習課
男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し、助け合うような人間形成を図るための家庭教育広報活動や学習機会の提供	学校教育課 生涯学習課 健康づくり課
子育てに関する情報提供や仲間づくりの推進	健康づくり課 こども課
エンパワーメント(☆)を促進するため、多様化するニーズに対応した学習機会の充実	企画政策課 男女共同参画プラザ

☆ エンパワーメント(力をつけること) 19ページ参照

《図表 現在の学校教育における男女平等教育について》



資料【新見市男女共同参画に関する市民意識調査(H27)】

重点目標3 新見市男女共同参画プラザの充実

男女共同参画を推進するための拠点施設として設置された「新見市男女共同参画プラザ」では、家庭のことや人間関係、DV(☆)などについての相談業務や同じ悩みを抱えている人へのネットワークづくりの支援等を行っており、いつでも誰でも立ち寄れる交流の場としての役割を担っています。

より多くの人に「新見市男女共同参画プラザ」を利用してもらえるよう、今後も一層の周知を図ると共に、男女共同参画社会実現のために活動する団体の支援や各種相談の受付体制の充実を推進します。

☆ DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者や恋人など親しい関係にある男女間における身体的、精神的、性的、経済的暴力のこと。

具体的施策 (1) 男女共同参画を推進する拠点施設としての環境の充実

施策の内容	主な担当課
多様な媒体(広報紙・ホームページ・ケーブルテレビ等)による広報・啓発活動の推進	男女共同参画プラザ 企画政策課
男女共同参画社会実現のために活動する団体や団体同士の交流に対する支援体制の整備	男女共同参画プラザ 企画政策課
相談業務に関する各種研修会等への相談員の積極的な派遣	男女共同参画プラザ 企画政策課
男女共同参画に関する各種情報の活用・提供	男女共同参画プラザ 企画政策課

重点目標 4 男女共同参画を推進する市民団体との協働

男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが男女平等意識の大切さを認識することが必要です。そのためには、男女共同参画社会の実現のために活動する団体と市が協働することが大切です。

また、市民団体と共に事業を企画運営し、さらに関係する団体と連携できるように研修会等による意識啓発や市民活動への助言等を行っていきます。

具体的施策 (1) 男女共同参画のための市民活動への支援

施策の内容	主な担当課
男女共同参画を推進する市民団体の育成・支援	企画政策課
市民による市民のための男女共同参画社会推進に向けたさまざまなネットワーク形成の支援	生涯学習課(公民館) 男女共同参画プラザ 関係各課

具体的施策 (2) 市と市民・事業者等との連携

施策の内容	主な担当課
市民団体との協働による男女共同参画推進事業の実施	企画政策課
男女共同参画に関する課題解決に向けた意見交換会の実施	企画政策課

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会のための働く環境づくりや仕事と生活の調和 (新見市女性活躍推進計画)

女性の職場進出が進む中で、労働基準法や男女雇用機会均等法(☆1)の改正などにより、職場における法制度上の性差別は改善が進められてきましたが、女性に対する偏見や誤った認識に基づいた差別意識や雇用管理など、女性の就業意識を低下させたり、能力開発を阻害している事例が見受けられます。さらに、ライフスタイルの変化と共に、就業ニーズは多様化し、さまざまな就業形態で働く女性も増加しており、出産・子育て後に再就職する傾向もあります。

また、育児・介護休業法(☆2)が制定されましたが、依然として各休暇が取得しにくいことや、取得しても女性に偏るといった実態から、国においても男性の取得率アップに向けて取組が実施されています。引き続き、仕事と家庭の両立について、多様で充実した支援が求められています。

このため、男女の対等な参画を促進する職場環境づくりや仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)(☆3)を推進すると共に、多様な働き方を可能にするため、職域の拡大や女性自身の職業意識の啓発と職業能力の開発に努めます。

また、主に家族単位で従事する農林漁業や自営業における女性の労働の適正な評価を促すと共に、経営への参画を支援します。

☆1 男女雇用機会均等法「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」

雇用の分野において女性と男性が均等な機会と待遇が確保されることなどを目的として1986(昭和61)年に施行された。

☆2 育児・介護休業法「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」

育児や家族の介護を行う労働者が職業生活と家庭生活を両立できるようにすることなどを目的として1995(平成7)年に施行された。

☆3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすと共に、家庭や地域生活などにおいても、子育て期・中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会。

重点目標1 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

就業形態の多様化により雇用者に占める正社員の割合が低下し、パート・派遣・嘱託など正社員でない形態で働く人の割合が高まっており、この傾向は女性により多く見られ、賃金や労働条件等について事実上格差が認められます。

子育てをしながら働く女性が増えていくための実質的な男女平等の実現に向け、男女雇用機会均等法(☆1)などの関係法令や制度について幅広く効果的に周知する必要や男女労働者間に事実上生じている格差解消のため、企業が女性の活用を図るためのポジティブ・アクション(☆2)を積極的に行うことが求められます。

また、近年はセクシャル・ハラスメント(☆3)、パワー・ハラスメント(☆4)、マタニティ・ハラスメント(☆5)など職場における不利益な待遇を受けることも問題になっています。

今後、実質的な男女の均等確保に向けた取組を企業等に働きかけ、男女平等観を醸成するように努めると共に、誰もが安心して働き生活できるよう労働関係機関と連携して進めます。

さらに、創業を目指す意欲ある起業家の事業支援や女性による新たなビジネススタイルの実現を支援し、新たな産業創出や雇用の確保に努めます。

☆1 男女雇用機会均等法 24 ページ参照

☆2 ポジティブ・アクション 14 ページ参照

☆3 セクシャル・ハラスメント

「性的いやがらせ」のこと。相手の意に反した性的な性質の言動のことで、身体への接触、性的関係の強要、性的な噂の流布等、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またそれを繰り返すことにより就業環境を著しく悪化させること。

☆4 パワー・ハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対してさまざまな優位性を背景に行われるものも含まれます。

☆5 マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取り扱いを行うこと。

具体的施策 (1) 労働に関する法律・制度の周知

施策の内容	主な担当課
男女雇用機会均等法(☆1)等関係法令の周知や企業等のポジティブ・アクション(☆2)の推進	商工観光課
雇用の場における男女平等意識の啓発とセクシャル・ハラスメント(☆3)、マタニティ・ハラスメント(☆4)、パワー・ハラスメント(☆5)防止の促進	商工観光課 企画政策課

☆1 男女雇用機会均等法 24 ページ参照

☆2 ポジティブ・アクション 14 ページ参照

☆3 セクシャル・ハラスメント 25 ページ参照

☆4 マタニティ・ハラスメント 25 ページ参照

☆5 パワー・ハラスメント 25 ページ参照

具体的施策 (2) 女性の能力発揮への支援

施策の内容	主な担当課
事業者に対する女性の能力活用についての啓発及び企業における職業能力開発に関する情報提供	商工観光課
女性の再就職に関する資格取得、技術取得の機会の充実及び関係機関等が実施する施策の情報提供	商工観光課 企画政策課
女性の能力発揮による地域おこし等に関する支援	企画政策課

具体的施策 (3) 女性の妊娠・出産に関する健康管理対策の促進

施策の内容	主な担当課
労働基準法、男女雇用機会均等法に基づいた女性の妊娠や出産に関する健康管理の重要性についての知識の普及	商工観光課 健康づくり課
女性の出産や妊娠に関する健康管理体制整備に向けた事業者に対する相談や情報提供の実施	商工観光課 企画政策課

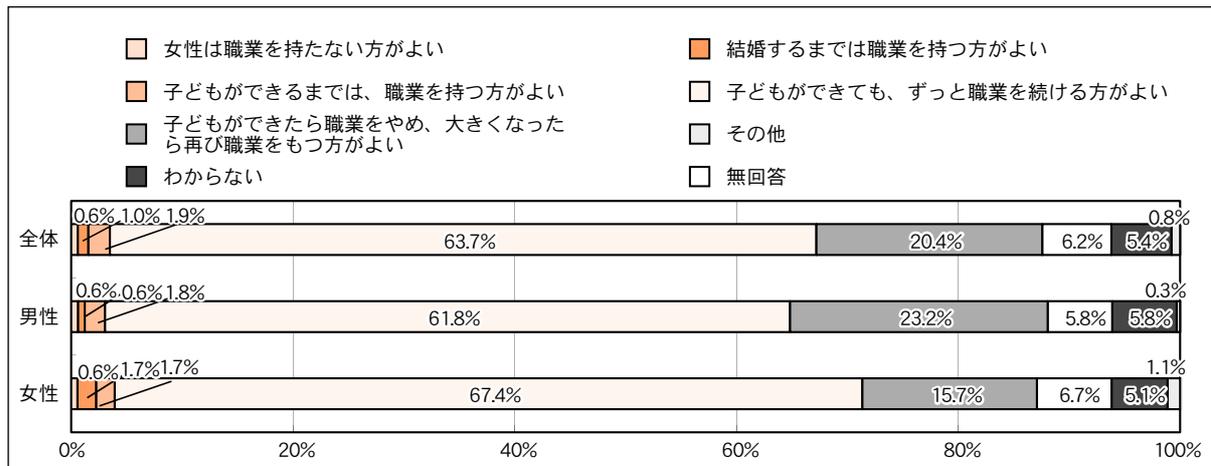
具体的施策 (4) 多様な働き方への支援

施策の内容	主な担当課
「パートタイム労働法(☆)」に関する情報提供、関係機関との連携、周知徹底の促進	商工観光課
女性起業家や起業を希望する女性に対する支援や各種情報の提供	商工観光課 企画政策課

☆ パートタイム労働法「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」

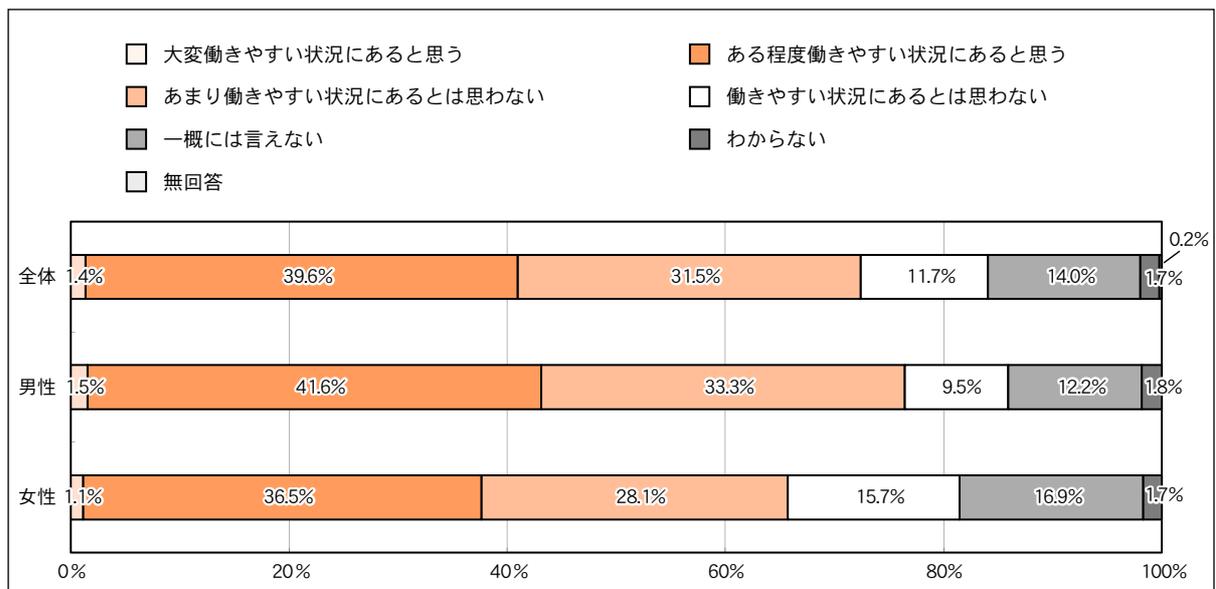
短時間労働者について、適正な労働条件の確保、教育訓練の実施、福利厚生の充実、その他雇用管理の改善を図るために必要な措置を講ずることなどを目的に1993（平成5）年に施行された。

《図表 一般的に女性が職業を持つことについて》



資料【新見市男女共同参画に関する市民意識調査 (H27)】

《図表 女性が働く環境について》



資料【新見市男女共同参画に関する市民意識調査 (H27)】

重点目標 2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）(☆)の推進

少子・高齢化や世帯構造の変化は、家庭における子育てにも影響を与えています。地域での人間関係の変化や女性の社会参加意識の高まりなどにより、子育てを家庭の中だけの問題と捉えず、地域社会全体で支えていくことが求められています。

仕事と家庭の両立は、これまでどちらかといえば女性の問題とされてきましたが、共に社会に参画していくためには、家族を構成する男女が互いに協力すると共に、社会の支援を受けながら、家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭生活と働くことや地域活動を行うことなどの両立が図れるようにすることが必要です。

そのため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けて社会的機運の醸成、長

時間労働の抑制、育児休業取得の促進、公正な処遇を伴う多様な働き方の普及、男性の家事・育児参画の促進、働く場における意識や慣行の改善を推進します。

また、保育・介護サービスの充実、育児や介護を行う労働者の就業条件の整備、家庭・地域社会における男女共同参画を進め、男女が共に職業生活と家庭生活、地域生活を両立することができる基盤整備を推進します。

☆ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） 24 ページ参照

具体的施策 (1) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

施策の内容	主な担当課
保育サービス等子育て支援サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園化を核とした施設整備による保育児童の受入拡大 ・ 多様な需要に応える保育サービスの推進 (延長保育、障がい児保育、休日保育、病児・病後保育等の推進) ・ 在宅児も含めた子育て支援の推進 (一時保育、子育て支援センター、子育て広場の充実、園庭開放) ・ 幼児の交流の場の提供促進 ・ 幼児クラブの育成支援 ・ ファミリー・サポート・センター事業(☆)の実施 ・ 第3子以降の保育料の無償化等保護者の経済的負担の軽減 	こども課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童クラブや放課後こども教室の充実 	学校教育課 生涯学習課

☆ ファミリー・サポート・センター事業

仕事と子育ての両立を図るため、保育所への送迎など育児の援助を受けたい人と、行いたい人が会員となって、育児を相互に助け合う有償システム。

具体的施策

(2) 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備

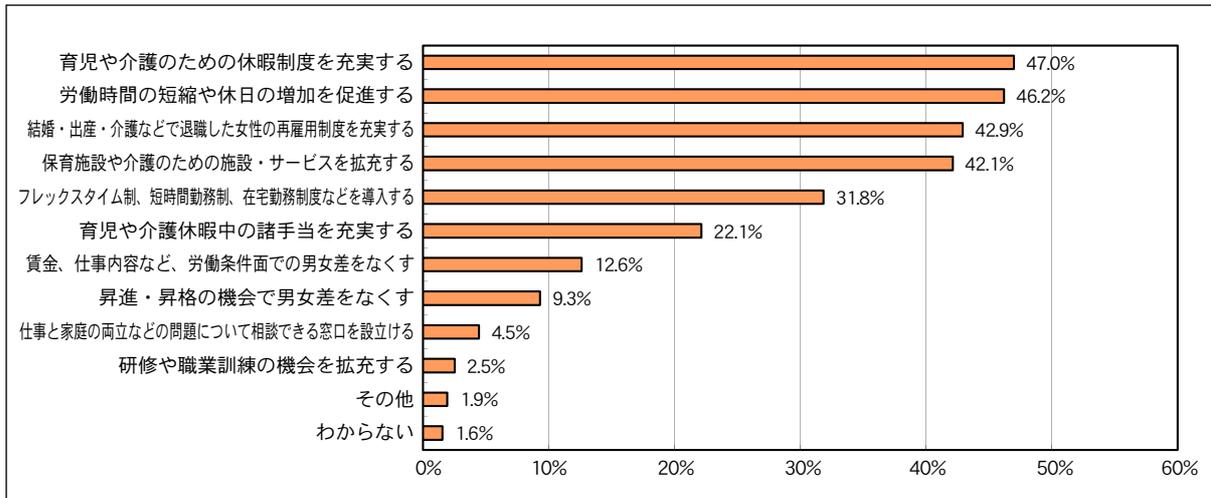
施策の内容	主な担当課
事業主に対する育児・介護休暇制度の周知・啓発	商工観光課
事業主に対して、労働時間短縮を目的とした国の助成金等についての情報提供	商工観光課
事業主に対する仕事と育児・介護の両立を図るための、市の助成制度の充実と国の助成等の情報提供	商工観光課 こども課
育児・介護の両立のための情報提供	こども課 介護保険課 福祉課
市の職場における育児休暇・介護休暇を取得しやすく、復帰しやすい環境の整備	総務課 学校教育課
市の職場における男性の育児・介護休暇の取得率の向上	総務課 学校教育課

具体的施策

(3) 介護支援体制の充実・整備

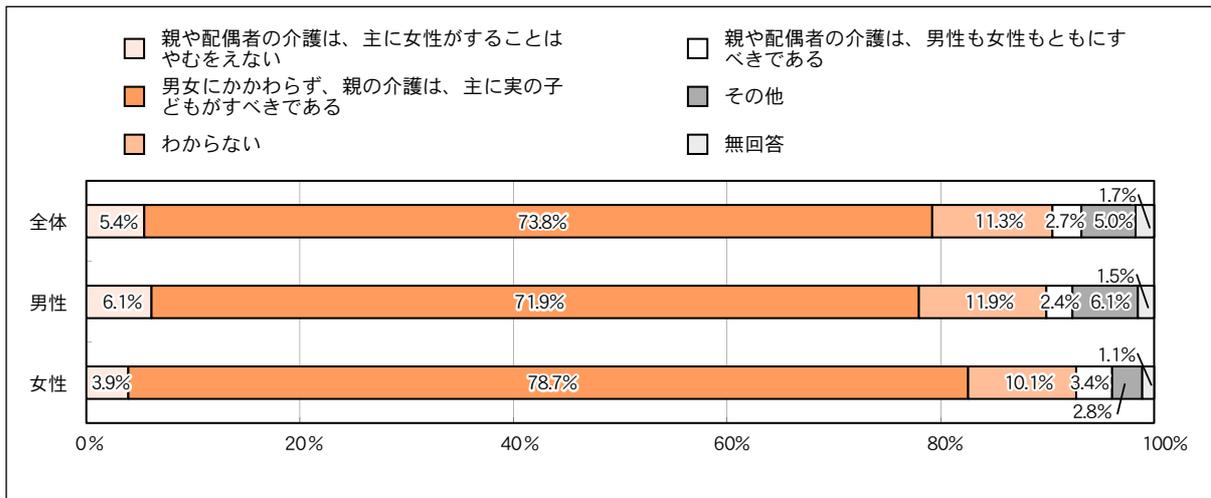
施策の内容	主な担当課
介護保険制度の着実な実施	介護保険課
在宅高齢者等に対する在宅福祉施策の充実	介護保険課 福祉課
地域全体で支える仕組みづくり	介護保険課 健康づくり課 福祉課
多職種連携による支援体制の構築	介護保険課
認知症対策の推進	介護保険課

《図表 男女がともに「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を図るために必要な条件について》



資料【新見市男女共同参画に関する市民意識調査（H27）】

《図表 家族の介護を行うことについて》



資料【新見市男女共同参画に関する市民意識調査（H27）】

重点目標3 家族経営的な職業における男女共同参画の確立

農林漁業や商業等自営業にたずさわる女性は、生産・経営活動において重要な役割を果たしているにもかかわらず、その労働が十分に評価されていない場合が多く見られます。これらの家族経営的な職業は、業務費用と生計費用とを分別した捉え方が難しく、また、世帯を一つの単位として考えるため、経営や事業運営の方針決定等も男性を中心に行われることが多いなど、女性の果たす役割が十分認識・評価されていない状況にあります。このため、女性が、果たしている役割に見合う評価を受け、自らの意志によって経営に対等なパートナーとして参画し、一人の労働者として権利が確保できるよう家族経営協定(☆)の締結に向けた啓発や支援を推進します。

☆ 家族経営協定

作業分担・報酬・休日・家事や介護作業分担などについて、農業経営を担う家族全員で話し合い、取り決めた農家の家庭内協定のこと。

具体的施策 (1) 農林漁業及び自営の商工業者における男女共同参画の推進

施策の内容	主な担当課
家族経営協定の普及・啓発	農林課
農山村地域の女性のネットワーク化促進のための情報提供及び交流促進	農林課
地域活性化活動に主体的に取り組む女性に対する各種情報の提供	農林課
女性の各種方針決定の場への参画促進のため、各種組合・団体等への働きかけ	農林課 農業委員会 商工観光課
農業士や就農アドバイザー・商店の女性グループ等地域活動に関わる女性の参画の推進	農林課 商工観光課
農林畜産業への女性の就業希望者に対する情報提供・相談等の支援	農林課

基本目標Ⅳ 男女の人権が尊重される社会づくり

高度情報社会が進展する中、メディアによるさまざまな情報は、私たちの考え方に大きな影響を与えています。情報が氾濫する中では、それらを受け入れる側が、男性観、女性観を男女平等の視点から解釈し、判断する能力を養うため、メディア・リテラシー（☆1）への取組を推進します。

また、夫婦や恋人など親しい関係からの暴力（DV）（☆2）、性犯罪、ストーカー行為等の女性に対する暴力は、引き続き増加しています。このようなことは、女性に対する人権侵害で、重大な社会問題です。この問題の予防と解決をめざして、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組を進めます。

生涯にわたり健康で豊かにゆとりある生活を送ることは、すべての人々の望みであり、男女が共に自立して生きていくための基本的要件です。特に、女性には妊娠や出産にかかわるライフスタイルを通じて男性とは異なる健康上の課題があり、生涯を通じた健康づくりのための支援体制を築くことが重要です。そのため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）（☆3）に関わる意識が浸透するよう努め、その視点に立って、女性のライフサイクルに合わせた心と身体の健康づくりを支援していきます。

☆1 メディア・リテラシー（メディアの内容を読み解き活用する能力）

メディア・リテラシーとは、このことに気づき、見る側に「性差別や偏見を見抜く」力をつけること。新聞、ラジオ、雑誌、映画、インターネット等メディアが伝える内容は「ありのままの現実」ばかりではなく、制作者の意図や価値観を反映させたものもあります。たとえばインタビューできちんと意見を言うのが男性、「わからない」と答えるのが女性という場面がよく見られますが、これは編集者の意図が反映されている例と言えます。

☆2 DV（ドメスティック・バイオレンス） 22 ページ参照

☆3 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

1994（平成6）年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱され子どもを産む、産まない、いつ何人産むかなどを女性が自分で決める権利を認めようとする考え方。ライフサイクルを通じて個人、特に女性の健康の自己決定権を保障するもので、すべての人々の基本的人権として位置づける理念のこと。

重点目標1 メディアにおける人権の尊重

メディアは男女共同参画についての情報提供を行い、世論を喚起する等重要な役割を担っていますが、さまざまな情報の中には、性別役割分業意識を助長する表現や、女性や子どもを専ら性的ないしは暴力行為の対象として捉えた表現も見られます。さまざまな情報が氾濫するなかでは、情報を受ける側が、メディアからの情報を無批判に受け入れるのではなく、男性観、女性観を男女平等の観点から解釈し、主体的に読み解いていく能力（メディア・リテラシー）の向上が求められます。

メディアによる性や暴力的表現を考える学習機会の提供や、市の発行する刊行物等においてジェンダー（☆）にこれまで以上に配慮した視点での表現に努めると共に、情報の選択・活用能力の醸成に向けた取組を行います。

☆ ジェンダー 19 ページ参照

具体的施策 (1) メディア・リテラシー (☆) への取組

施策の内容	主な担当課
メディアと性について考える広報活動や講座等学習機会の提供	企画政策課
学校における情報教育の推進とメディア・リテラシーへの取組の推進	学校教育課

☆ メディア・リテラシー（メディアの内容を読み解き活用する能力） 32 ページ参照

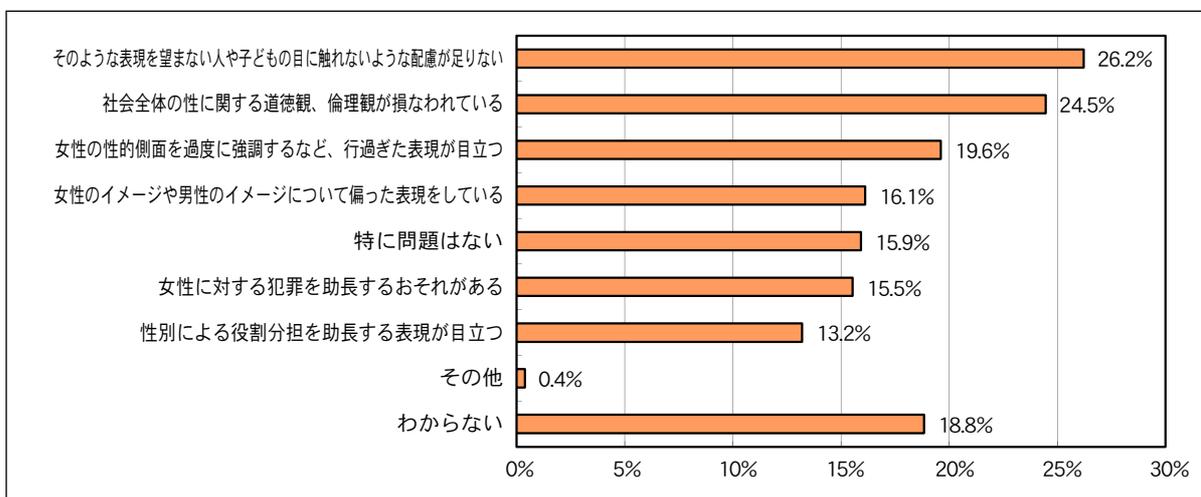
具体的施策 (2) 行政刊行物等の表現における男女平等の推進

施策の内容	主な担当課
市が作成する刊行物等について、男女共同参画の視点を踏まえた広報の推進	企画政策課 関係各課

具体的施策 (3) 高度情報社会における新たな課題への対応

施策の内容	主な担当課
インターネット等について、人権に配慮した正しい利用、人権尊重のための啓発	企画政策課

《図表 メディアでの性別による役割分担表現や女性に対する暴力、性の表現について》



資料【新見市男女共同参画に関する市民意識調査 (H27)】

重点目標 2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

(新見市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画)

すべての暴力 (☆1) は、性別や間柄の如何にかかわらず正当化できないものです。夫婦や恋人等親しい関係からの暴力 (DV) (☆2) は、男女が対等なパートナーであることを否定するだけでなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、暴力を容認しない社会風土を醸成することが重要です。

DVを受ける女性の多くは自分さえ我慢すれば良いと思っている現状も見られます。そのためDVやデートDV(☆3)などのDVの特性を周知します。

また、子どもの前でのDVは、子どもの心に深い傷を残し、心の成長を妨げるだけでなく、虐待にあたることなどを地域や学校等において認識されるよう、啓発を強力に推進します。

さらに、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化を防止すると共に、さまざまな関係機関との連携を図り、被害者の救済(一時保護やシェルター(☆4))や保護、自立支援等の協力体制の促進により被害者の心身の回復等効果的な被害者支援を進めます。

☆1 すべての暴力

殴ったり蹴ったりするなどの身体的な暴力だけでなく、心無い言動等により相手の心を傷つける精神的な暴力や嫌がっているのに性的行為を強要するなどの性的な暴力、生活費を渡さないなどの経済的な暴力を含めたもの。

☆2 DV(ドメスティック・バイオレンス) 22ページ参照

☆3 デートDV

DVのうち特に恋人(交際中)によるもの。

☆4 シェルター(女性のための緊急一時避難所)

本来は震災などで住居を失った人々のための避難所を意味するが、近年、夫や同居の男性などから暴力を受けた女性のための避難所をも意味するようになった。

具体的施策 (1) 女性に対する暴力の発生を防ぐための基盤づくり

施策の内容	主な担当課
市の職場・教育の場におけるセクシャル・ハラスメント(☆)防止のための広報・啓発	総務課 学校教育課
事業者へセクシャル・ハラスメント防止のための広報・啓発	商工観光課
広報紙等によるセクシャル・ハラスメントやDV防止のための広報・啓発	企画政策課
有害図書及び広告物等の環境浄化対策	学校教育課 生涯学習課 (青少年育成センター)
若年層に対する予防啓発	学校教育課 生涯学習課 (青少年育成センター)
被害者情報の保護の徹底	市民課 男女共同参画プラザ
安全・安心まちづくりの推進	関係各課

☆ セクシャル・ハラスメント 25ページ参照

施策の内容	主な担当課
男女雇用機会均等法(☆1)、ストーカー規制法(☆2)、DV防止法(☆3)等関係法の周知	商工観光課 企画政策課 総務課
女性の人権等についての相談機関の連携	企画政策課 男女共同参画プラザ
被害者が相談しやすい環境整備・相談窓口の充実・相談機関の周知	企画政策課 こども課 男女共同参画プラザ 地域包括支援センター
被害者の一時保護に関する協力体制の確立・被害者の自立支援	こども課 福祉課 企画政策課 男女共同参画プラザ
虐待を受けた子どもに対する支援及び児童相談所等関係機関の連携	こども課 学校教育課

☆1 男女雇用機会均等法 24ページ参照

☆2 ストーカー規制法「ストーカー行為の規則等に関する法律」

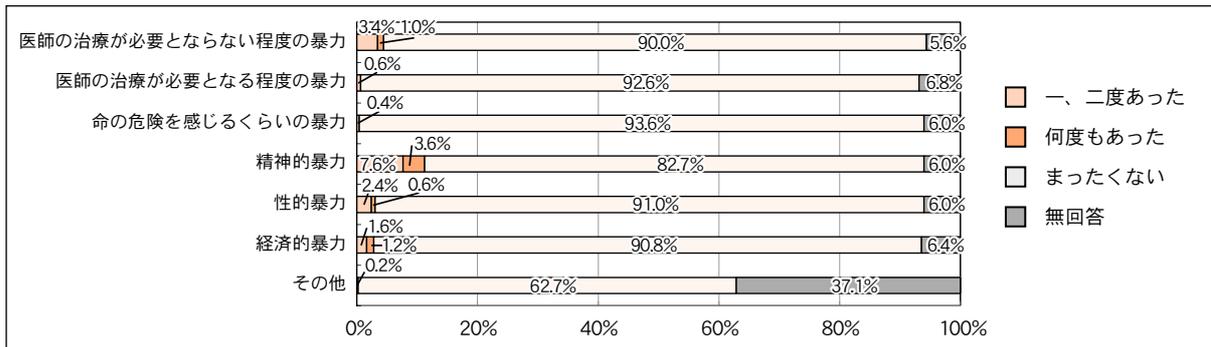
同一の者に対してつきまとい等を繰り返し行う行為(ストーカー行為)を行う者に対する処罰や規制並びに被害者に対する支援等を定めた法律が、2000(平成12)年に施行された。

☆3 DV防止法「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」

配偶者(事実上の婚姻関係にある男女を含む)からの暴力防止と被害者の保護を目的とする法律で2001(平成13)年に施行された。

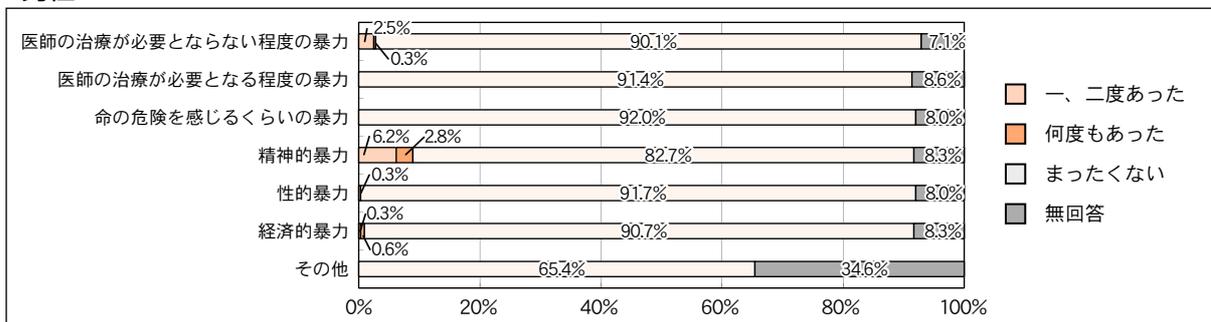
《図表 配偶者や恋人関係にあった者から受けた行為について》

全体



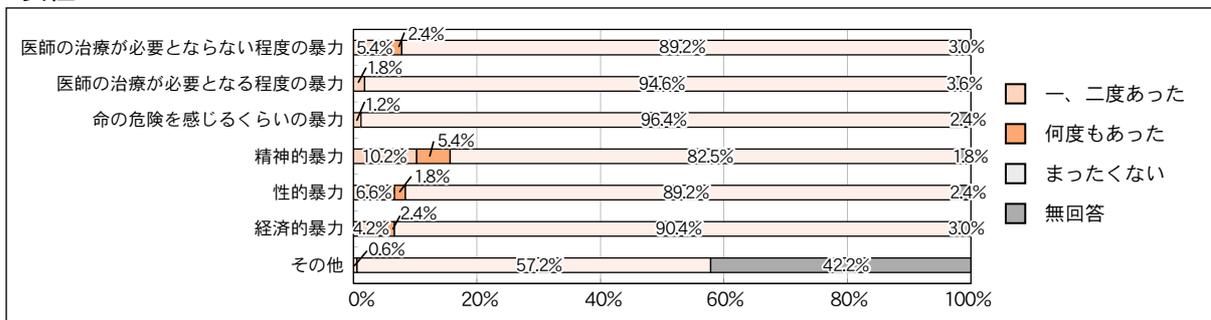
資料【新見市男女共同参画に関する市民意識調査 (H27)】

男性



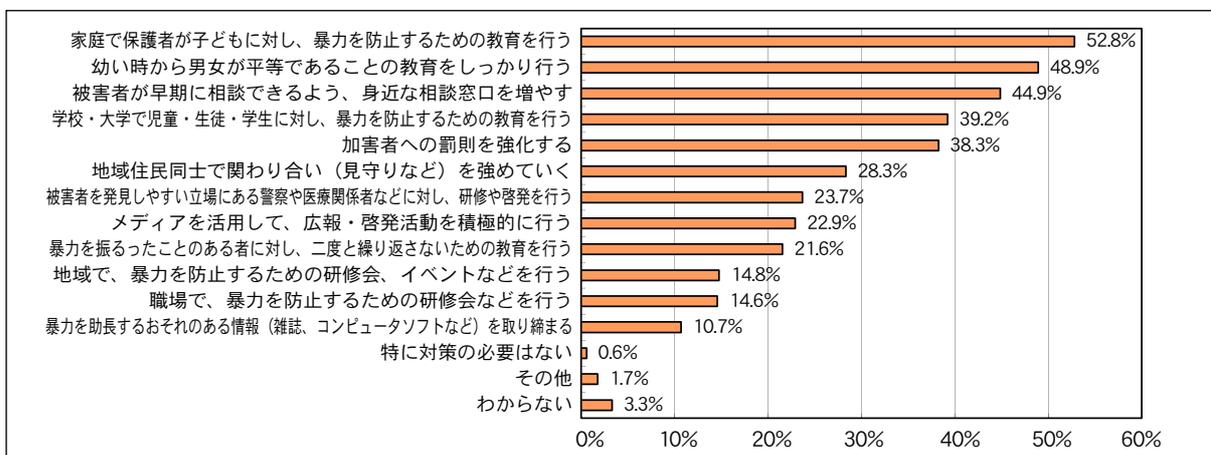
資料【新見市男女共同参画に関する市民意識調査 (H27)】

女性



資料【新見市男女共同参画に関する市民意識調査 (H27)】

《図表 男女間における暴力を防止するために必要なことについて》



資料【新見市男女共同参画に関する市民意識調査 (H27)】

重点目標3 生涯を通じた健康等の支援

女性も男性もそれぞれの体の特性を十分に理解し、健康保持・増進のために生涯を通じての健康対策が必要です。特に女性は妊娠や出産があるため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）（☆1）の視点から女性の生涯を通じた健康を支援するための対策を推進することが必要です。

性と生殖に関する健康は、女性が自分の体を通して自分自身を大切にすること、性と生殖に関する権利とは、子どもを産むか産まないか、いつ産むかなどを含めた性と生殖に関わる行動を女性自身が決定する権利です。これらを含め、思春期や更年期における健康や、H I V（エイズ）（☆2）や性感染症の問題について正しい知識の普及に努める必要があります。

特に、若い世代への正しい知識の普及が必要であり、高校生を対象に自らのライフプランを設計し、健康な妊娠・出産・育児が目指せる支援を推進します。

また、妊娠・出産に対して不安を抱える女性に対して妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行うと共に、不妊・不育に対する治療費の助成を行うなど住民福祉の向上に努めます。

さらに、自分の体力に応じた運動習慣を身につけるための健康教室等を実施し、生涯を通じた健康支援に努めます。

☆1 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利） 32 ページ参照

☆2 H I V（エイズ）

H I Vはエイズウイルスのこと。エイズはH I Vによって生体の免疫機能が破壊され、さまざまな感染症を起こしやすくなる病気のこと。

具体的施策 (1) 性と生殖の健康・権利に関する意識の浸透

施策の内容	主な担当課
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の概念浸透のための広報活動や学習機会の提供	企画政策課 学校教育課 生涯学習課 （青少年育成センター） 健康づくり課
青少年に対して学校等と連携したH I V（エイズ）や性感染症に関する正しい知識の普及啓発	学校教育課 生涯学習課 （青少年育成センター） 健康づくり課
高校生を対象とした妊娠・出産のための正しい知識の普及啓発	健康づくり課

具体的施策

(2) 生涯にわたる健康増進対策の包括的支援の推進

施策の内容	主な担当課
おでかけ健康教育・健康相談等による生活習慣病の予防や健康に対する正しい知識の普及	健康づくり課
乳がん・子宮頸がん検診等各種がん検診の正しい知識の普及啓発と検診受診率の向上	健康づくり課
各種健康診査の実施により、生活習慣病を振り返るきっかけや疾病の早期発見・早期治療の支援	健康づくり課
運動習慣定着の定着を図る支援	健康づくり課
ロコモティブシンドローム(運動器症候群)の予防や、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上による健康寿命延伸の支援	介護保険課 健康づくり課
健康づくりのための食育推進	健康づくり課

数値目標

項目	策定時	平成32年度
乳がん検診の受診率	21.3%	26%
子宮頸がん検診の受診率	15.5%	21%

具体的施策

(3) 妊娠・出産等に関する健康支援

施策の内容	主な担当課
産科・小児科等地域医療との連携	健康づくり課
妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援実施のため、母子保健コーディネーターの配置や妊娠・出産・育児に対する正しい知識の普及	健康づくり課
不妊・不育に対する治療費の助成と相談体制の充実	健康づくり課
母子の健康を守るための健康診査等の実施	健康づくり課
妊産婦をとりまく周囲の人々の理解と協力を得るための妊娠や出産に対する正しい知識の普及	健康づくり課

重点目標 4 複合的な困難を抱える人への支援

単身世帯やひとり親世帯の増加に加えグローバル化が進むなど社会や経済の状況が急激に変化していく中で、高齢者や障がい者、ひとり親世帯等の市民を取り巻く環境はさまざまです。

さらに、性的指向(☆1)や性別違和(☆2)を理由に生きづらさを感じている人もおられます。

男女共同参画の視点に立ち、さまざまな困難な状況に置かれている市民に対し、住み慣れた地域社会で安心して暮らしていくことができるよう、雇用促進や啓発活動、経済面や生活面での相談、情報提供など多面的な支援を推進します。

☆1 性的指向

恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すもの。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

☆2 性別違和

性別学的な性別（からだの性）と自己意識（心の性）の不一致により違和感を覚えること。

具体的施策 (1) 高齢者、障がい者等の健康と社会参加の促進

施策の内容	主な担当課
高齢者の社会参加活動や学習活動の支援	福祉課
シルバー人材センターを通じた高齢者の多様な就業機会の確保	福祉課
障がい者の雇用促進のための啓発、障害者福祉作業所等の整備の促進	福祉課
高齢者・障がい者の自立支援サービスの整備・充実に努め、バリアフリー思想の啓発活動の推進	福祉課 介護保険課
公共施設のバリアフリー化の推進とユニバーサルデザイン(☆)の普及	都市整備課 総務課

☆ ユニバーサルデザイン

障がいの有無・年齢・性別・国籍等に関わりなく、誰もが利用しやすい物や環境をあらかじめつくる考え方。

具体的施策 (2) ひとり親家庭等の自立支援

施策の内容	主な担当課
ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図る経済面、生活面等の相談・指導	こども課
家事・育児等と仕事の両立支援に関する情報提供	こども課
生活困窮家庭等における児童・生徒に対する放課後学習や放課後こども教室等による支援	学校教育課 生涯学習課

具体的施策 (3) 性的指向 (☆1) と性別違和 (☆2) に関する理解の促進

施策の内容	主な担当課
性的指向と性別違和に関する正しい知識の啓発	男女共同参画プラザ
性同一性障害等の児童・生徒等に対する学校における相談体制の充実	学校教育課

☆1 性的指向 39 ページ参照

☆2 性別違和 39 ページ参照

具体的施策 (4) 外国人が安心して暮らせるための支援

施策の内容	主な担当課
在住外国人が安心して暮らせる生活情報や行政サービス情報の提供	市民課 関係各課